服部文庫
イ17
75
3

117
75
3

東洋文庫

寺川惟足の名は惟時なる所十郎の名は惟長
四郎新四郎の名は孝和まと訳長の名は資弘
なる俗は基やきの土を出す所泉州家系の中
川とり山下の地中より出るとなり
中根与次右衛門
宇左衛門
基むう大ゆみて宮内久蔵と町時代長左衛
正直なる新張の四郎の吉張といわるるやと神の次
ゆられは新張四郎吉張とけれる吉張

七ツ半屋敷にて元郡代屋敷の内より八ツ半限り八ツ
半ト云モ仔の縁り有りあれば長刎八歩半屋敷モ
尚早ト申さるゝ故不ら出ら出ら出れ
一両申代モ五月中年あ房ち物語ふ子祖先の事ハ
条左ら左ら文玉掘の坊とさりて語ふ長一ツ
ましまし
結四ツ文めされ文ん条まて富岡の池とかりて
七ツ病ふ中て　四上ふ時ふ全才郡代ト
ハ時条れの事　四月三日　左ら左ら文辛
中て仕ます条
可利ハ也ト申て
ハ也ト申て

ケ人四時ハりて此りるとて文れを金平ト死
たら左ら左ら文ケ人まて中ふつきて浜科陸ふ左の
男ハて後ト他ら左ら左ら出ると中ら中ら文れて条
ハ条ケ人ふ一族の左ハ他ふつきあ中ハれと郡条
婚ふ梅氏ふて氏ふ玉ふ玉ふ玉ふ文ハれハれて
ふんの左ら中めされ陣屋ハ入ら左ら中て姫君
八氏玉の条ふて陣ゝゝれん梅条ふる左ら中め
されて不況の条ふ条紀伊屋ト申ふ戸屋の小姓ハ
也仕られハふりてハ入ハ入ハ入

ちなみに三月五日きこゆ上方はりてあれどの事を
申上らるゝてるかるひかりしれてあとて
祁沢の山面てある氏時氏うらひて三度氏沙
男代すてーのらる。
祁沢五るれぬさるりそて五氏らうて小金原を
代とすす何者そうてこまはりるれと氏らまてを
義をとすすは五氏祁沢おいるうしとかす
まおありるるかと 仰ありて五氏氏おれて
さりと申 仰界わりうて聖ていはて
まいりて

陰沢は五人衆ていそ時の六家代面の武まて
仰れありて仰ると氏人氏の母信らまてこいて
氏三郎まもりて代面刀とりてまとうこは
聖小まこの小ちうるは三寄うて氏沙へて
と信らまてうえ仕中仰中まつきて三寄三
いなされちまれかちて氏沙とるされて家
まれてはまるまの沙とるされて家
敵氏 三寄ちうこ時ねまて 仰下れて新
書氏まなされり仕時まるまこ氏沙るは むれて
仰界の沙 仰三郎の三郎氏沙 角ち時の

[illegible]
[illegible]
改められ美濃すなわち補佐まして家つ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

て世ゝ伝らもて時ゝの主徳に従ひ仕へ
まつるもの命に応じ奉て参まいりぬるも
の皆て三十余年の際に仰て生てちりうりき
と云
一井兵庫殿の西屋敷なる中され又邪宦の法は
ゆと邪法なりとり人とまきて人の信ずべし法ゆれて
きたは教ふ事さうに立ちたるものはすべ
藤原の作なりとて其頃高名なる
法ハなりとなしいかなるものも法
なりていと貴かおそれ尊ずて
法ハのなりしか
藤原の作ゆ邪法ハ五年のとて言ちてあ
ゆ宇田の人体一家下賜ゆ邪田の人の預をて
なりて言ちきいとは邪田の人の預をて
と字と改めて改まりて伝らもて
義あるん状つてもと伝らもて法ハ
天竺なりとて法ありさやあり法ハの
一お屋敷に大の附ちりし時ゆ何ゆ法ゆ人語を
京洛一決してゆ法なきかすそ第あ事を
らもて時杉平故伊言ちと一世の人ゆ法ゆ法きさしめ

て降りいたれり上下のてやさしくてありしに夜中
ばかりとおぼしき頃あ房ちかくなりて
うえ房州へいくなりとて時雨ふりはしりとは
おもはざりしかども伊豆ぶねにてさしつ
おうえおいけるとうちに浮宝なりとこゝろ得されば
して今夜の時なりてさのみおいこゝろ
あ房ちかくなりたりとて伊豆ぶねのてのぶ
ものとりて浮宝をいたりとて
出あ房ちかくなりたりとて
大海のときにあひてなりとあるを
はるかにしてはるかにあらはれたる時
今はあ房ちかくなりたりとて浮宝
をはなしてこれをひきのこしたる
はいはたりとなりとて浮宝をとりあげ
はかりなりあるいはあ房州のやさしきも
そしりもやさしくあ房ちかくなりとて
きてかりんなのほとりにれんにあり
ゆをはめてあ房ちかくなりとて
ひきまいす

四時のたをれ屋ちのアセーは去冬ぶちとり入ム
其功をそなへしき舞屋屋家中共爭論と外
向ふつき人くれ仕可ふ時ふ方付て去冬と云
ゆらりて三田氏を仕可て三人くて長吉の対去冬ふ
人ハ内とふそ方付の山役の山之ふて出るも山之ふ知られ
そ方付の山役の山之ふて出るまて之ふ一とふ
山之ふ山役山中と四ふくふ氏外向ひ方
付の山役とふ山ハ内のふ知ふ市老中在ま
書付とふ知ふ山役山中ふて之ふ
之ふの山ふ仕ふ中されふりさ知ふ共

内ふまて之ふ山ふ山ふ言之ふ山ふ
人ふ知内ふ山ふて之ふ
一釈ふて方ふ方中ふき冬田山仕ふふ山ふ
屋ふ取りて人ふ中ふ知ふ山ふ
ふて知ふ山ふ知ふ知ふ知ふ知ふ
して山役ふ知ふ知ふ知ふ知ふ
左ふ仕ふ之ふ人ふ之ふ知ふ知ふ知ふ
ふ知ふ知ふ知ふ知ふ知ふ知ふ知ふ
ふて之ふ山ふ知ふ知ふ知ふ知ふ
ふ知ふ知ふ知ふ知ふ知ふ知ふ知ふ

[illegible]

一同月五日大村家老源兵衛[illegible]
[illegible]て初見[illegible]今代大村伊勢守[illegible]
三十三代[illegible]伊勢の国[illegible]代
[illegible]伊勢より[illegible]家人
[illegible]人秋国[illegible]
[illegible]村[illegible]
[illegible]の[illegible]武[illegible]代[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

一ヨミ七十五度成有ル所理ニ
[illegible]同十九甲子切ル毋寺破却ル已ハ去村モ家
中モ領内ニ[illegible]寺内ニ同角ノ[illegible]比去村領ノ和
尚ヲ破却セリ[illegible]去村ヨリ[illegible]
[illegible]本多上野介ヲ[illegible]
[illegible]ヨリ小方ヲ[illegible]
少[illegible]ノ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ト[illegible]
[illegible]ト[illegible]
[illegible]ト[illegible]

同十二月七日朝人吉領内停止
同十三日丙子の条に出浦筑前守殿三の丸
五十一俵に合三人共に浦所中面九百七拾七石
内五百十九石や。
此年南蛮人日本へ初て渡る二艘ハ共に
肥前国平戸へ着岸して長崎出ル
同十五日那波海内停止
同十七日唐船五月那波ハ出スシ沖にて焼ル
慶長十年未十月那波船二艘ハ出ル
肥前
肥後二両申年月七日遣唐金の銀八拾貫
目帆ヲ付ル
之源之助殿十兵衛中間ヲ
七人ヲ
地場の帆面ハ長浦ヲ市ヒ
一年四度信ヲ
義ヲ人ニ
地信ヲ
ヲ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ゆるやかに四の字ゝひ出さぬるあり　されとすて
書ゝあるもあり　又今ゝ迄ゝて国々ゝ迄ゝ
ゝすとゝ　とし　邑の祝れる　伊勢内藤ゝ
四郎ゝ　ゝ　古高五郎左衛門　書　孫の初代
一大隅の伊勢内藤左衛門　又　孫　ハ
伊勢ゝ　とし　弟　伊勢内藤　長　
同氏の先ゝ又　ゝ　ゝ　　　

一ぬまてたかいたつまに谷り山金剛山ゟ流くるあ
嶽まてはぬまのやとみてゝ戸隠集の歌ゟ欽明
天皇四年の山崩といふは山まてのことゝ申され今
ゆ山の内ゟ四尺ゟ出ると申す

美和鏡連日尊海の内の海の峰ゟ天降られ
りゝゝ山のゝ為なり

一本福ゟ雲原流落ゟ先ゟ祖神のためなれ
流られ中雲原流ハ此地の家ゟゆられ
あゝ御田信長父子ゟ此所ゟ
通一郎ゟ男ゟ人ゟ山代方ゟ出ま住居

先ゟ為して神ゝは此れ為ゟ山ゟ
ちゝ山ゟ此れ為ゟ山三百切ゟ
地のゝゝとりゝゝより仮ゟ
ゟ強りと三尺ゟ神ゟ
人出まて為のゝ民ゟ
はゝゝゝ五人ゟ力ゟ
ゟ神ゟ出ねてゝ先ゟ
と三年の上ゟけてゝ
ゆゝ三てゝ
いゝんとそいとまこ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

さいの人々、ゑを見て周囲を家のゆりて家人とも
下戸幾多の石を三度面に何事と上ものゝ
ゝ物をゝ初出をとゝいてそうをやてはゝ
見れ叶ふの人とけるに新とめにすい罪をや
多ゝをなけきるゝ多めゝ出てを方ゝ多
ゝ石を何事を訪ねるのゝるゝして何事を時を
なて言葉の祝と何事を何ゝられゝめて
ゝ人ひとゝ我ゝゝゝれゝを時のゝる
ゝ我ゝやまをて言方の扶ゝるのゝ祝ゝゝ
ゝ方ゝゝやまりゝゝ情思てゝ言葉

の祝ゝ方の扶ゝすゝきれゝるれゝ仏ゝゝ
ゝゝゝそゝゝゝ祝言葉月出てゝゝゝ
ゝれゝゝかゝるきゝゝれゝるゝ我ゝ根のゝゝき
ゝゝは祝の生れてゝの祝ゝゝゝゝ
て父ゝの言ゝをけて祝ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝれゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

一又同じ元のゆりハ土佐伝ふる物主人のゆり
ゆるのゆるぬるゆりハ人〻そなたゆるゆる紙野
浦之ゆるゆるゆる

薩摩侯の門より南蛮人八人召捕られ
候者一位様へ御預ケ被成候ハ
とりひらけて教うる事ハ
ばけてそこなはぬ様ハ
こと侍ハ中人金長へ
大坂の騒乱の事より
流りて九州と打連
不の城のこと
家こなつへとのひて
さけこれまて八出流
とり流布れ前より
一位様八年の内
男の中子僧
正保元年
此名ハ
出家
長崎の
長の時の
三番ハ
出家
七年
九州

寺住門を借やとりし今氏園生る二澤重代は
新て引移りより歌の三羅宝仏やとり
一四姓都福原よゆきて手さつまに左衛門尉と
りし庵人の子の十二歳まりる氏も後手りに成て
やまもりに成十六歳中の巳石首をぬきけりと成
なる川の左衛門とりし四位氏の三文を三面の笠帽子
四方て線を代はる氏打ーとり切れ
代線を八は佐川の姫て送りとし
一重一方とり庵人の子長清吹人て手もりる氏
かいり父の庵人とりの子は去年に成う

十二三まて庵人の供をやとれ氏庵人の中
まて相とはとりて名と呼父はとり宿の所
とり上の子やと面る石書を出て居り
しる波庵人の日和みは相下こはのの
とく必時役とりて居るこのの子八王子の波
りのとされと逢まきりと池と仏教丁
きれとり上四位る方氏姉の子知らや
とり上
一四姓都と家人の星宮波よく巳の文林義三可
とり

巖有宗屋の生れの年月日は代なて秋唐土な
りのてい帝と成年とあるに命じたてまつる故に四
姓節の命を仰ら作り四姓節八一生云云代人
に生おキし海外なひとし代種植りて四姓節
中海と云るといえれども深見氏
姓中の枝葉なりそれ又の一ゆえりとし
所拾さる四姓節は中年中なて青月なる芳に
巖廟と云りは巳ぬること上洋深見
彩たりのりし
一両中の天在彩古夫人名主母の切腹を称又名と

流のようけ不一行移りし氏の今の流は基の巳ひ
けり日記なる流二筋九ぬり有る流所
基とりなて主流のは流戸川といひて今の移家
橋の筋の川南一流なて西川の義今ら今水戸
殿の筋の土塀の中ひきて五ゆる所を川筋
こなれと埋うるを流のを筋を又筋を
代義人てのりなこ流の西川義人ら
とする筋を昊代氏流なるとれ見まとれる
る西殿中きを今中代ありとりまこれを時氏川
筋の多の街うこけ不ら筋の流のりと 安元

古墳信仰は人々は死者を
穴の三人アイヌとして出雲
王ちゃと言ひ出雲の人は
やとも言ひ伝へ出雲の人は
てうちの出て帝てい
様れ海辺を通れ
つきて来れ
時は
如ひとて
出て海ら

出の時は出雲
行おひ出雲
部雲をいき
信仰
雲一ゑ出雲
雲は
ゑ出雲
ゑ出雲
ゑ出雲

水戸江戸川とのり八幡川一名今井と云さし
て流れ川一名すなはち前なりしことく所ゝ
りて
あらたゆるきゝ人のいひしは[illegible]
京橋をまてあてられたるとハ始めは
しめれるよりて京橋をとれ町の名今日大
坂町後谷町をとりたるの石垣城
町ひろし中比今の横町とうほとれ
酉年後今の形ハ京橋をたてられ
京橋のをもりて日比谷門のをまて横入

とをとりてうれをよりて今の三ヶ所をとれ井上云微
やきかむりの名市場ハ今の市場
ハ文日比谷門のひろ町屋敷ハ後の武士屋
はあれ所ゝ町ゝ引移されて日比谷とり町を
今のつゝ大きゝ後ゝ今の日比谷
町ゝ代陸奥ゝの代と第たてとりハ海を
と第てそこ文伊賀ゝより出はと
家れの初まて第の伊賀ゝ
初ゝ下の代と代下引ほされたの代とわれ
てを土と今の安藤ゝ代屋敷ゝ

れより橋とかう四てんとしてこれを半四ちゃ代
てけらまつりとなりけるはなはだ一体寺院
八誠石の三尊あるの中ありきと誠石山のいしも
あれど今の社寺中、物の色あるとは分るの山
中きはなる誠石の下部あるとの
なるるつしみ立ちりたる毎代重宝嚴法と如きれ祖
毎の上代の重宝寺代堂代そ法とそ法とつき
たりとり上ぬるは重嚴法八石の上代来
橋もうるこの地とはたれそ橋の八所坂の地と築
出りの橋のるるやみられちさ代のるるや詳

ゆるしぬ拾ひ八鶴町八江戸の八四の町のひ
まりそそ山を乗るゆゆ中寺の金沢とりさ
ゆしみ西ぬる仏ち町ゆとゆゆる宮和江戸
の町八上方ゆりて八市橋ちはるまて西坂
へかりて城下(名所絵)八四ぬる鶴町ひりれ
るるつ主ゆは市橋前ちハ今の西尾下代陸奥
のたそ上ちゆ前ちゆ中町(面)一丁一丁東の方
への町の浜ち文今代神田の旅籠町これとこれも
長地のひりと今の市橋代上橋と各はし
とりつ文これむりしりや市川ちは一義

入るゆかりの橋と云て三条の橋より北町筋
迄の町数本たて川筋に沿て日本橋
江戸橋より北へ出て行あれば八丁堀
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ること

巖有院殿御代ちうこと

一天四海の内の諸侯の中にて

ちうこうこうして隅川の源義ちうこうの時

ちうこうの御ちうこうにて信濃国

ちうこうの寺のこと

諸の下代役者のみちうこう

傾城きこう等御寺こと十刹の中一にて京都五山

れとこれをの所ちうこう五山の寺元のこと

てこれ所ちうこうこう唱食とふこと

の法堂をちうこうと

の摺巖法堂をちうこうと

摺巖法堂をちうこうと

摺巖法堂をちうこうと

のしりぞ[illegible]二ハ紹[illegible]あるよりしかるに[illegible]
仕[illegible]ものなれるものの[illegible]ゆきうるわさとて四
[illegible]ものを今[illegible]ものは[illegible]仕[illegible]喝食
の[illegible]れるゆゑ[illegible]信[illegible]割とりかるあきは規る
[illegible]とて[illegible]信[illegible]の[illegible]ゆゑ[illegible]信[illegible]
[illegible]人[illegible]の[illegible]信[illegible]送の[illegible]新
ぬ拍と[illegible]割とりかるの[illegible]たちはひて[illegible]
[illegible]あれ[illegible]ようとて[illegible]
[illegible]の[illegible]割[illegible]信[illegible]
の[illegible]割拍[illegible]

そくるれ[illegible]拍と[illegible]時[illegible]のいはねるめ
のことをとし
[illegible]信居の時[illegible]二すのことを
は今[illegible]て[illegible]拍[illegible]の[illegible]のうち代
[illegible]信[illegible]て信[illegible]ることを
[illegible]信[illegible]て信[illegible]ることを
[illegible]て[illegible]書[illegible]たるつきれみ
[illegible]書[illegible]信[illegible]
[illegible]書[illegible]の[illegible]書の[illegible]
[illegible]

ひゑの山の伊勢の[illegible]公儀の[illegible]寺[illegible]れて寺
東西南北とこれをわかつ[illegible]の上にまつ[illegible]
[illegible]て文代[illegible]なる[illegible]稚児の母[illegible]て社
[illegible]わかつる[illegible]中はられる時なりもつ[illegible]
[illegible]引やう[illegible]て祇園[illegible]
[illegible]社なる中いうもつ[illegible]
[illegible]て善[illegible]伊勢
[illegible]善法[illegible]
[illegible]藏[illegible]
[illegible]

必ら[illegible]伊勢[illegible]
[illegible]
[illegible]

光ハ出羽ひのてら信濃すなそうの御家の御
中さわ[illegible]ハ[illegible]ハ心と傳りぬれ[illegible]ハ[illegible]
と言るてたしかれ[illegible]ハ[illegible]
ハ遠[illegible]ハ[illegible]
[illegible]時ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

天孫降臨の形井高皇産霊尊
一名神皇産霊尊と山海産霊尊と共に
門と云は神と云ふ神の産霊と云ふと
一乙亥の婚集の川八俣中国の二国津に柱木と云ふ
て清地まで在と云ふ一姓と云ふ仍て在代
姓を詳にすと云ふ
一新撰国史に云ふ天皇廷津の日ふ之姓天皇
和銅七年六月乙巳の帝の日姓を解国津改国
左地陽之国造人姓陳人寺柱武天皇廷府四
年紀川臣子之礼必近君津比者先帝師名

改股之津公私解宛従不之間自今以後宜並
改通於是改白髮部為真髮部山部為山部
皇大国之子七月庚戌改紀伊国安伊部為五国部
以河海天皇津之四年九月乙巳改伊豫国神部
為新居部以解上津淳和天皇弘仁十四年四月
壬子改大伴宿禰為伴宿禰解津や仁明天皇天
長十年七月癸巳五下法国人民姓名及郡郷山
川等號有解津者塔金改易 雅楽名成稀津
白髮部者清寧津白髮武廣国押雅日本根子山部
者桓武津平城内津安殿宮御内津神地淳和

防諱方保仁防諱西七
一類聚四史中古八史老上天皇位諱の下ま陽
成天皇之子又之子
月廿一日壬辰先是去三月
廿九日令上奉表請人皇位封戶欲被許納
是日右上天皇物養右上天皇諱雖此物養年
月下注惟字先是物奈溪泛云位大江好昌書
人令儀右上天皇是天皇之書可任防諱將告
其人帝深云諱拘於位君前臣名父前子名
故用之告文皆稱武忌名又云見似目曜識
名必唯又父者子之方や依其礼節之和之如天
地之懸隔豈有又為子稱其名乎夫天子之禮
雖失庶人異而孔子父子之間未有差別昔右
宮家令有人臣之法溢泥善之褒賞是則為右
上未登尊位也雖然溢泥沮以之波短於世年久
清家書漢父母與子書皆云爺告孃告遂無
泥其名者也則書而諱可未知所據也僅奉物
今古今於物書只奉而書曰又無注即諱見之者
可知雖書諱之物情理不可然僅拘塾虞決要
云古者臨文不諱而今以為諱嫌名不諱而今
備以為諱二名不偏諱孔子母名徵在書徵不

書在書在不言微今亦不偏博若孔聖之前跡
唯注師傳之一字隨孔隨偏僅得其冒哉從之
一日和紀甲云巳亥年注ヨ任那人ニ仕活日
天皇遣于三年天皇問都怒我阿羅斯等曰欲
歸汝國邦對諾甚望也天皇詔阿羅斯等曰
汝不是道必速指之遇先皇而任其是以改汝本
國名追賓師間城天皇師名使為汝國名仍以
赤織絹給阿羅斯等送于本土故号其國謂彌
摩那國其是之緣也同年七月景行紀四十年之
下ヨ日和武尊薨因欲葬伊勢名即皇武部也

同年十五月清寧紀二年春二月天皇恨無子乃
遣大伴室屋大連於諸國置白髮部舍人白髮
部膳夫白髮部靭負蓋遣跡今親於淺茅
和紀不惟傳師名故以師名傳同名日
負師名子南北姓氏傳
乃求淺人博淺淺洲師名邦仁漢世人南國氏博淺
ヶ州院師名世人漢世人南國氏博淺
花之名改彩時見于陸奥代代郡保義沖乎人傳
蓋之良佐之名改曰義行見于乎佐郡
一稻一束と之一把と十二束と一束と一把と
手代ヶ把と一把とす九一束と三十六把と

四ちゑ及ち藤州の地おそれハ三ちゑ州とりしと藤州の
氏のいりこちのつかさていしあるなに名ハトいひて操
の字ハ操りと乃へり
一梧桐毛車ビラビラ紙とりしこ天鵞絨とビラウト
とりしこ毛織の梧桐毛ハ作ちなりてやビラウハ
梧桐やドとえドこちりドこ又絹や絹子とトこストれ
りあちれて
一むりし氏弘仁の兼我ちたる依のいひ作しる下ハ
此字ハの作前代とりしこ石のかちりて尉方村とり
りち袖のちて弘仁ちむしりとあえちとハ

新法ちー天狗の社の海ちと絹水のかちりの
ちつまれ松ハのちちこちの村の左右のちあきち
めて乃ちきめあり乃いりるやり山ハやあるち
の天狗と信仰ちうちてつるちと海のしひ
りえ信ハりるちの名の中ハ奥のやれえを
に吉ゆりる中に社ハの梅の実三ちと信りと
乃て下ハちつりこれとそねてハあるち立人
あちりをちりあれすりしち事ちしてちちむる
ありて人の男あとうむ二三家の此ち学ひ
すてゆりき三ちあむるとちめちち師ちと作き

て法なる天下の名体はうの所うれたるうち
異一番なるり今ハ[illegible]の天[illegible]の法不の法ちもはう
きまつるあ〳〵れ意民市場来のえいすきまれ
今よりつまの和歌のうちとの義うみ
る〳〵王澤勅を受て西六月十七日